

令和7年  
第2回臨時会

# 東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録

令和7年12月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会



令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
追加議事日程	2
開会・開議	4
異動議員の報告	4
常任委員の指名報告	4
異動議員の議席指定	4
会議録署名議員指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果の報告	4
挨拶（高垣克好副管理者）	4
日程第 1 会期の決定について	5
日程第 2 議案第42号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）	5
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	5
委員会付託	6
日程第 3 議案第43号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第 4 議案第44号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第 5 議案第45号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	6
提案理由説明（近藤尚行総務部長）	6
委員会付託	7

会議時間の延長	7
休憩	7
再開	7
日程の追加	7
追加日程第 1 議案第 4 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 3 号）	8
財務委員会審査結果報告（佐藤 篤委員長）	8
採決	8
追加日程第 2 議案第 4 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
追加日程第 3 議案第 4 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
追加日程第 4 議案第 4 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
総務・事業委員会審査結果報告（島村高彦委員長）	9
採決	9
挨拶（高垣克好副管理者）	10
閉会	10

## 令和7年第2回

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会

1 期 日 令和7年12月18日(木)

2 場 所 東京区政会館 191会議室

3 出席議員(21名)

- |     |      |        |
|-----|------|--------|
| 1番  | 千代田区 | 秋谷こうき  |
| 2番  | 中央区  | 原田賢一   |
| 3番  | 港区   | 土屋 準   |
| 4番  | 新宿区  | 渡辺清人   |
| 5番  | 文京区  | 市村やすとし |
| 6番  | 台東区  | 石川義弘   |
| 7番  | 北区   | 青木博子   |
| 8番  | 荒川区  | 斎藤泰紀   |
| 9番  | 品川区  | 渡辺ゆういち |
| 10番 | 目黒区  | 鈴木まさし  |
| 11番 | 大田区  | 鈴木隆之   |
| 12番 | 世田谷区 | 石川ナオミ  |
| 13番 | 渋谷区  | 一柳直宏   |
| 14番 | 中野区  | 森たかゆき  |
| 15番 | 杉並区  | 木梨もりよし |
| 16番 | 豊島区  | 島村高彦   |
| 18番 | 練馬区  | 上野ひろみ  |
| 19番 | 墨田区  | 佐藤 篤   |
| 20番 | 江東区  | 劔先美彦   |
| 21番 | 足立区  | ただ太郎   |
| 22番 | 葛飾区  | 梅沢とよかず |

4 欠席議員(2名)

- |     |      |         |
|-----|------|---------|
| 17番 | 板橋区  | 田中しゅんすけ |
| 23番 | 江戸川区 | 島村和成    |

5 出席説明員

- |      |      |
|------|------|
| 副管理者 | 高垣克好 |
| 監査委員 | 橋本正彦 |

総務部長	近藤 尚行
調整担当部長	古舘 陽
企画担当部長企画室長事務取扱	武藏野博信
清掃事業国際協力室長	森田 昌志
施設管理部長	中尾 正巳
処理技術担当部長	宮崎 勇一郎
建設部長	阿閉 聡
計画推進担当部長	新井 進
総務課長	和田 敏道
清掃事業国際協力課長	三羽 憲和
管理課長	鈴木 和歌
計画推進課長	山本 泰弘

#### 6 出席議会事務局職員

事務局長	市川 保夫
事務局次長	秋山 兵吾
書記	木内 昌彦
同	保木 本正憲

#### 7 議事日程

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 4 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 議案第 4 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 4 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 4 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

- 追加日程第 2 議案第 4 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 4 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 4 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

---

開 会（午後 3 時 3 1 分）

---

○上野ひろみ議長 ただいまから、令和 7 年第 2 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

初めに、前定例会から今定例会までの間に議員の異動がありましたので、名簿を配付しております。異動議員の常任委員会の選任につきましては、委員会条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしましたので、同条第 4 項の規定に基づき報告をいたします。

次に、異動議員の議席を会議規則第 3 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 1 1 2 条の規定に基づき、1 9 番佐藤篤議員、2 0 番釵先美彦議員を会議録署名議員に指名をいたします。

次に、諸般の報告について事務局長より報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。

1 令和 7 年第 2 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について

2 議案の送付について

3 説明員の出席について

以上、3 件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読を省略いたします。

○上野ひろみ議長 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、事務局長より報告いたします。

○市川保夫事務局長 御報告申し上げます。お手元に令和 7 年 8 月分から 10 月分までの例月出納検査結果報告書の写しをお配りしておりますので配付をもって報告とさせていただきます。

○上野ひろみ議長 ここで副管理者からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。

高垣副管理者。

○高垣克好副管理者 副管理者の高垣でございます。本来であれば吉住管理者から御挨拶を申し上げるところでございますが、他の公務のため本日は欠席との

ことです。このため私から令和7年第2回臨時会の開会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

初めに、議長の皆様におかれましては、12月の大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、当組合の運営につきまして、日頃からの御理解と御協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の臨時会に提出いたします議案は、補正予算案1件、条例案3件でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

○上野ひろみ議長 副管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第 1 会期の決定について

---

○上野ひろみ議長 会期についてお諮りいたします。

今臨時会の会期は、会議規則第4条第1項第2号の規定に基づき、本日12月18日一日としたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日12月18日一日とすることに決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第 2 議案第42号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）

---

○上野ひろみ議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○近藤尚行総務部長 議案第42号、令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

議案に添付しております冊子、補正予算書（第3号）の3ページをお開きください。

初めに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,497万2,000円を追加し、補正後の予算額を1,052億1,769万5,000円と定め、その款・項の区分ごとの金額について、次の4ページ・5ページにあります第1表、歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

6ページをお開きください。

次に、債務負担行為の補正につきましては、第2表、債務負担行為補正追加のとおり、事項、期間及び限度額を追加するものでございます。

以上が、提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○上野ひろみ議長** 提案理由の説明が終わりました。本案については所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第3から日程第5までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

- 
- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 日程第 3 | 議案第 4 3 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例               |
| 日程第 4 | 議案第 4 4 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 5 | 議案第 4 5 号 | 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
- 

**○上野ひろみ議長** これらの案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○近藤尚行総務部長** 議案第43号から第45号までの3議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第43号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和7年特別区人事委員会勧告を踏まえ、23区と同様に、職員に係る給与等を改定するものでございます。

次に、議案第44号、東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案第43号の職員に係る改正内容を踏まえ、会計年度任用職員の給与等を改定するものでございます。

最後に、議案第45号、東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。令和7年特別区人事委員会勧告を踏まえ、23区と同様に、特定任期付職員に係る給与等を改定するものでございます。

以上が、提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○上野ひろみ議長 提案理由の説明が終わりました。これらの案については所管の総務・事業委員会に付託いたします。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

---

休 憩（午後3時38分）

---

---

再 開（午後3時48分）

---

○上野ひろみ議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、財務委員長、総務・事業委員長から委員長の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって御報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第42号から議案第45号までを本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認め、議案第42号から議案第45号までを本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

追加日程第 1 議案第 4 2 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計  
補正予算（第 3 号）

---

○上野ひろみ議長 本案につきまして、財務委員長の報告をお願いいたします。

佐藤委員長。

○佐藤 篤財務委員長 財務委員会に付託されました、議案第 4 2 号につきまして、  
審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入  
りました。

審査にあたっては、特に質疑意見等はなく、採決の結果、委員会は議案  
第 4 2 号につきましては、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決  
定をいたしました。

これをもって、財務委員会の報告を終わります。

○上野ひろみ議長 ただいまの報告に対し、御質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決をいたします。

財務委員会の審査結果は原案可決でございます。

議案第 4 2 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第 2 から追加日程第 4 までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

追加日程第 2 議案第 4 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 4 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の  
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条  
例

追加日程第 4 議案第 4 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正す  
る条例

---

○上野ひろみ議長 これらの案につきまして、総務・事業委員長の報告をお願いいたします。

島村委員長。

○島村高彦総務・事業委員長 総務・事業委員会に付託されました、議案第 4 3 号から議案第 4 5 号までの 3 議案につきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査にあたっては、特に質疑意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第 4 3 号から議案第 4 5 号までの 3 議案につきましては、いずれも全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○上野ひろみ議長 ただいまの報告に対し、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果はいずれも原案可決でございます。

初めに、議案第 4 3 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。よって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 4 4 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 4 号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 4 5 号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○上野ひろみ議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

高垣副管理者。

○高垣克好副管理者 第2回臨時会の閉会にあたりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました議案につきまして御審議の上、原案どおり議決を賜り、誠にありがとうございました。本日の議決に基づき、適正に執行していく所存でございます。今後とも何卒よろしく御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○上野ひろみ議長 副管理者の挨拶が終わりました。

以上をもちまして、令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

閉 会（午後三時五十三分）

---

会議録署名議員

議長 上 野 ひろみ

議員 佐 藤 篤

議員 鈕 先 美 彦



資

料



令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会  
議事日程

令和7年12月18日(木) 午後3時30分 開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第42号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第43号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第44号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第45号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合議会 異動者名簿

(令和7年12月18日現在)

葛飾区 梅沢 とよかず 議員

(令和7年11月17日就任)

---

東京二十三区清掃一部事務組合議会

常任委員会選任名簿

(総務・事業委員会委員)

梅沢 とよかず 議員

(令和7年11月17日選任)

---

東京二十三区清掃一部事務組合議会 議席表

令和7年12月18日～

22番 梅沢 とよかず 議員

写

7 清総総第 1 6 3 8 号  
令和 7 年 1 2 月 1 1 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 上野ひろみ様

東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 吉住 健一

東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を招集する告示をしたので通知します。

写

東京二十三区清掃一部事務組合告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年12月11日

東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 吉住 健一

- 1 期日  
令和7年12月18日（木）
- 2 場所  
東京区政会館 19階 191会議室
- 3 付議事件
  - (1) 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）
  - (2) 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - (3) 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - (4) 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

写

7 清総第 1656 号  
令和 7 年 12 月 11 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 上野 ひろみ殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 吉住 健一

議案の送付について

令和 7 年第 2 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会に提出する議案を、下記のとおり送付します。

記

- 議案第 42 号 令和 7 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 43 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 44 号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 45 号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

写

7 清総総第 1750 号  
令和 7 年 12 月 11 日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 上野 ひろみ 様

東京二十三区清掃一部事務組合  
管理者 吉住 健一

説明員の出席について（通知）

令和 7 年 12 月 11 日付け 7 清議第 389 号により要求のあった、令和 7 年  
第 2 回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会における執行機関の出席者を  
下記のとおり通知します。

記

（出席者職・氏名）

副 管 理 者	高 垣 克 好
監 査 委 員	橋 本 正 彦
総 務 部 長	近 藤 尚 行
調 整 担 当 部 長	古 舘 陽
企 画 担 当 部 長 企画室長事務取扱	武 蔵 野 博 信
清掃事業国際協力室長	森 田 昌 志
施 設 管 理 部 長	中 尾 正 巳
処 理 技 術 担 当 部 長	宮 崎 勇 一 郎

建 設 部 長	阿 閉 聡
計 画 推 進 担 当 部 長	新 井 進
総 務 課 長	和 田 敏 道
清 掃 事 業 国 際 協 力 課 長	三 羽 憲 和
管 理 課 長	鈴 木 和 歌
計 画 推 進 課 長	山 本 泰 弘



7 清監第 2 7 8 号  
令和 7 年 9 月 2 4 日

東京二十三区清掃一部事務組合  
議 会 議 長 殿

東京二十三区清掃一部事務組合  
代表監査委員職務代理者 清 家 愛  
監査委員 ただ 太郎

令和 7 年 8 月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 の規定により検査を実施したので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

1 検査実施日  
令和 7 年 9 月 1 6 日 (火)

2 検査の結果  
今回は令和 7 年 8 月末時点における例月出納検査を実施した。  
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、  
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。  
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

- ・歳入歳出現計表 別表 1
- ・現金保管状況調書 別表 2
- ・歳入調書 別表 3
- ・歳出調書 別表 4

別表 1 歳入歳出現計表

一 般 会 計	収入済額		支出済額		現金現在高	対予算額			
	上段 本月分 下段 累計	上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	収入率 (%)		対予算			対認定
						本年度	前年度	本年度	前年度
歳入歳出予算額	6,512,829,457	5,367,058,009	0	32.2	34.6	15.5	19.6		
104,905,023,000	33,763,345,088	16,266,512,906	0						
歳入歳出予算外経理に属する現金					2,854,434,197				
基金繰替運用					0				
合 計 額					20,351,266,379				

別表 2 現金保管状況調書

区 分	令和7年8月末現在 (単位:円)	
	金 額	区 分 金 額
普通預金	17,601,266,379	当座預金 0
定期預金	2,750,000,000	現金 0
通知預金	0	その他 0
譲渡性預金	0	合 計 20,351,266,379

別表 3 歳入調書

一 般 会 計	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率 (%)			
	上段 予算額 下段 調定額	上段 本月分 下段 累計			対予算		対認定	
					本年度	前年度	本年度	前年度
分担金及び負担金	52,000,000,000	4,333,321,000	0	4,333,321,000	41.7	41.7	83.3	83.3
15,076,109,000	1,245,868,801	0	0					
6,231,918,045	5,133,440,790	0	1,098,477,255	34.1	34.2	82.4	82.7	
8,165,656,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
67,272,000	7,824,491	0	0	239.1	258.3	100.0	99.9	
160,840,324	160,840,324	0	0					
3,755,000	3,576,000	0	0	95.2	106.7	100.0	100.0	
3,576,000	3,576,000	0	0					
8,755,123,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
331,900,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
2,905,953,923	2,905,953,923	0	0	875.6	973.8	100.0	100.0	
11,179,208,000	922,239,165	0	0					
4,662,274,258	3,892,929,051	0	769,345,207	34.8	33.2	83.5	84.4	
9,326,000,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
0	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
104,905,023,000	6,512,829,457	0	6,201,143,462	32.2	34.6	84.5	85.5	
39,964,488,550	33,763,345,088	0	0					

別表 4 歳出調書

一 般 会 計	予算現額		支出済額		予算残額	支出率 (%)	
	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	上段 本月分 下段 累計	予備残額		対予算	
						本年度	前年度
議 会 費	15,580,000	0	93,498	12,445,748	20.1	9.4	
0	15,580,000	0	3,134,252	0			
1,407,122,000	0	70,562,496	1,060,430,001	24.6	28.9		
0	1,407,122,000	0	346,691,999				
83,104,963,000	83,104,963,000	4,676,300,479	71,727,695,212	13.7	18.2		
0	83,104,963,000	11,377,267,788					
11,169,956,000	0	620,101,536	0	0.0	0.0		
0	11,169,956,000	4,539,418,867	6,630,537,133	40.6	38.4		
6,427,312,000	0	0	0	0.0	0.0		
0	6,427,312,000	0	6,427,312,000	0.0	0.0		
2,480,090,000	0	0	0	0.0	0.0		
0	2,480,090,000	0	2,480,090,000	0.0	0.0		
300,000,000	0	0	0	0.0	0.0		
0	300,000,000	0	300,000,000	0.0	0.0		
104,905,023,000	104,905,023,000	5,367,058,009	88,638,510,094	15.5	19.6		
0	104,905,023,000	16,266,512,906					



東京二十三区清掃一部事務組合  
議 会 議 長 殿

7 清 監 第 3 2 0 号  
令和 7 年 1 0 月 2 9 日

東京二十三区清掃一部事務組合

監査委員 橋本 正彦  
監査委員 清家 愛  
監査委員 ただ 太郎

令和 7 年 9 月 末 現 在 に お け る 例 月 出 納 検 査 の 結 果 報 告 に つ い て

このことについて、地方自治法第 2 3 5 条の 2 の規定により検査を実施したので、  
同条第 3 項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

1 検査実施日  
令和 7 年 1 0 月 1 6 日 (木)

2 検査の結果  
今回は令和 7 年 9 月 末 時 点 に お け る 例 月 出 納 検 査 を 実 施 し た 。  
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、  
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。  
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

- ・歳入歳出現計表 別表 1
- ・現金保管状況調書 別表 2
- ・歳入調書 別表 3
- ・歳出調書 別表 4

別表 1 歳入歳出現計表

一 般 会 計		収入済額		支出済額		現金現在高		対予算額			
歳入歳出予算額	上段 本月份 下段 累計	上段 本月份 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	対予算		対認定			
						本年度	前年度	本年度	前年度		
105,024,623,000	37,466,099,437	8,705,698,740	24,972,211,646	0	12,493,887,791	35.7	38.0	23.8	28.2		
歳入歳出予算外経理に属する現金						2,919,538,314					
基金繰替運用						0					
合 計 額						15,413,426,105					

別表 2 現金保管状況調書

区 分		金 額	
普 通 預 金	12,663,426,105	当 座 預 金	0
定 期 預 金	2,750,000,000	現 金	0
通 知 預 金	0	そ の 他	0
譲 渡 性 預 金	0	合 計	15,413,426,105

別表 3 歳入調書

一 般 会 計	上段 予算額 下段 調定額	収入済額		上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率 (%)			
		上段 本月份 下段 累計	上段 還付未済 下段 不納欠損			対予算		対認定	
						本年度	前年度	本年度	前年度
分担金及び負担金	52,000,000,000	1,591,262,000	0	7,075,380,000	44.7	44.4	76.7	76.2	
使用料及び手数料	15,076,109,000	1,271,527,990	0	1,017,101,048	42.5	42.4	86.3	85.8	
国庫支出金	8,165,656,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
財産収入	186,872,000	683,439	0	96,580	86.4	80.7	99.9	99.9	
寄附金	161,620,343	161,523,763	0	0	95.2	106.7	100.0	100.0	
繰入金	3,755,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-	
繰越金	331,900,000	0	0	0	875.6	973.8	100.0	100.0	
諸収入	2,905,953,923	2,905,953,923	0	847,527,910	42.3	39.9	84.8	85.4	
組合債	11,179,208,000	839,280,920	0	0	0.0	0.0	-	-	
合 計	5,580,961,088	4,732,209,971	1,223,207	8,940,105,538	35.7	38.0	80.7	81.6	

別表 4 歳出調書

一 般 会 計	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	支出済額		予算残額	支出率 (%)	
			上段 本月份 下段 累計	予算残額		本年度	前年度
議会費	15,580,000	15,580,000	3,134,252	12,445,748	20.1	30.9	
総務費	1,526,722,000	1,526,722,000	63,173,313	1,116,856,688	26.8	31.2	
清掃費	83,104,963,000	83,104,963,000	4,855,663,836	66,872,031,376	19.5	24.6	
職員費	11,169,956,000	11,169,956,000	678,034,448	5,952,502,685	46.7	44.4	
公債費	6,427,312,000	6,427,312,000	3,108,827,143	3,318,484,857	48.4	49.2	
諸支出金	2,480,090,000	2,480,090,000	0	2,480,090,000	0.0	0.0	
予備費	300,000,000	300,000,000	0	300,000,000	0.0	0.0	
合 計	105,024,623,000	105,024,623,000	8,705,698,740	80,052,411,354	23.8	28.2	



東京二十三区清掃一部事務組合  
議 会 議 長 殿

7 清 監 第 3 8 1 号  
令和 7 年 1 2 月 1 2 日

東京二十三区清掃一部事務組合  
監査委員 橋本 正彦  
監査委員 清家 愛  
監査委員 ただ 太郎

令和 7 年 1 0 月 末 現 在 における 例 月 出 納 検 査 の 結 果 報 告 について

このことについて、地方自治法第235条の2の規定により検査を実施したので、  
同条第3項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

1 検査実施日  
令和 7 年 1 1 月 1 8 日 (火)

2 検査の結果  
今回は令和 7 年 1 0 月 末 時 点 における 例 月 出 納 検 査 を 実 施 し た。  
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、  
いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。  
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

- ・歳入歳出現計表 別表 1
- ・現金保管状況調書 別表 2
- ・歳入調書 別表 3
- ・歳出調書 別表 4

別表 1 歳入歳出現計表

一 般 会 計		収入済額		支出済額		対予算額	
		上段 本月分	下段 本月分	上段 本月分	下段 本月分	収入率 (%)	支出率 (%)
歳入歳出予算額		下段 累計	下段 累計	上段 一時借入金	下段 繰越金	現金現在高	本年度 前年度
105,024,623,000		9,225,064,235	10,329,671,589	0	0	11,389,280,437	44.5 46.8 33.6 33.1
歳入歳出予算外経理に属する現金						2,928,357,261	
基金繰替運用						0	
合 計 額						14,317,637,698	

別表 2 現金保管状況調書

区 分		金 額	
		令 和 7 年 1 0 月 末 現 在	区 分
普 通 預 金	11,567,637,698	当 座 預 金	0
定 期 預 金	2,750,000,000	現 金	0
通 知 預 金	0	そ の 他	0
譲 渡 性 預 金	0	合 計	14,317,637,698

別表 3 歳入調書

一 般 会 計		収入済額		上段 還付未済	収入未済額	収入率 (%)			
		上段 予算額	下段 予算額			対予算		対認定	
分担金及び負担金		下段 調定額	下段 累計	下段 不納欠損	収入未済額	本年度	前年度	本年度	前年度
34,666,568,000		52,000,000,000	7,075,380,000	0	4,333,321,000	58.3	58.3	87.5	87.5
15,076,109,000		15,076,109,000	1,236,153,613	0	0	50.7	50.9	88.2	88.5
8,667,808,846		8,667,808,846	7,641,122,393	0	1,026,686,453	50.7	50.9	88.2	88.5
8,165,656,000		8,165,656,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-
186,872,000		186,872,000	156,722	0	0	0.0	0.0	-	-
161,736,860		161,736,860	161,680,485	0	56,375	86.5	81.0	100.0	99.6
3,755,000		3,755,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-
3,576,000		3,576,000	3,576,000	0	0	95.2	106.7	100.0	100.0
8,755,123,000		8,755,123,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-
331,900,000		331,900,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-
2,905,953,923		2,905,953,923	2,905,953,923	0	0	87.5	97.3	100.0	100.0
11,179,208,000		11,179,208,000	913,373,900	0	0	50.5	47.0	86.9	94.7
6,494,127,800		6,494,127,800	5,645,583,871	1,223,207	847,320,722	50.5	47.0	86.9	94.7
9,326,000,000		9,326,000,000	0	0	0	0.0	0.0	-	-
105,024,623,000		105,024,623,000	9,225,064,235	0	0	44.5	46.8	88.3	89.8
52,899,771,429		52,899,771,429	46,691,163,672	1,223,207	6,207,384,550	44.5	46.8	88.3	89.8

別表 4 歳出調書

一 般 会 計		予算現額		支出済額		予算残額	支出率 (%)	
		上段 予算額	下段 予算額	上段 本月分	下段 累計		本年度	前年度
議 会 費		下段 予備費充用	下段 累計	上段 本月分	下段 累計	予備残額	本年度	前年度
15,580,000		15,580,000	15,580,000	70,806	3,205,058	12,374,942	20.6	31.5
1,526,722,000		1,526,722,000	1,526,722,000	252,227,589	662,092,901	864,629,099	43.4	44.8
83,104,963,000		83,104,963,000	83,104,963,000	9,328,678,510	25,561,610,134	57,543,352,866	30.8	29.5
11,169,956,000		11,169,956,000	11,169,956,000	748,694,684	5,966,147,999	5,203,808,001	53.4	51.0
6,427,312,000		6,427,312,000	6,427,312,000	0	0	0	0.0	0.0
2,480,090,000		2,480,090,000	2,480,090,000	3,108,827,143	0	3,318,484,857	48.4	49.2
300,000,000		300,000,000	300,000,000	0	0	0	0.0	0.0
105,024,623,000		105,024,623,000	105,024,623,000	10,329,671,589	35,301,883,235	69,722,739,765	33.6	33.1
52,899,771,429		52,899,771,429	52,899,771,429	35,301,883,235	0	0	0.0	0.0

令和7年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会臨時会  
追加議事日程

令和7年12月18日(木) 午後3時30分 開議

- 追加日程第1 議案第42号 令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第3号)
- 追加日程第2 議案第43号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 議案第44号 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第45号 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

写

令和7年12月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 上野ひろみ様

財務委員長  
佐藤篤

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第42号	令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第3号)	原案可決

写

令和7年12月18日

東京二十三区清掃一部事務組合議会  
議長 上野ひろみ 様

総務・事業委員長  
島村高彦

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第43号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第44号	東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第45号	東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決



議

案



議案第42号

令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第3号）

令和7年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ224,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,217,695千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和7年12月18日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 吉住 健一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		8,755,123	224,972	8,980,095
	1 基金繰入金	8,755,123	224,972	8,980,095
歳入合計		104,992,723	224,972	105,217,695

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 清 掃 費		83,073,063	224,972	83,298,035
	2 施設整備費	27,283,637	224,972	27,508,609
歳 出 合 計		104,992,723	224,972	105,217,695

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
江戸川清掃工場建設事業 (建替工事)	令和7年度 ～ 令和9年度	1,593,179
北清掃工場建設事業 (建替工事)	令和7年度 ～ 令和12年度	887,450
北清掃工場建設事業 (建替工事監理業務委託)	令和7年度 ～ 令和12年度	68,255
中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業 (整備工事)	令和7年度 ～ 令和10年度	3,813,975

議案第四十三号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年十二月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

第一条 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十二年条例第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第十一條第一項第一号中「月額三十一万五千二百円」を「月額三十二万六千九百円」に改める。  
第三十一條第二項本文中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項ただし書中「百分の百七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百十」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十」を「百分の六十一・二五」を「百分の六十三・七五」に改める。  
第三十四條第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の五十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改める。

を「百分の百三十七・五」に、「百分の六十六・二五」を「百分の六十八・七五」に改める。  
別表第一から別表第五までを次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200
42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500
45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800
46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200
47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400
48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600
49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700
50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900
51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900
52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900
53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900
54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800
55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700
56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600
57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400
58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200
59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000
60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700
61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400
62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100
63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700
64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300
65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900
66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500
67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000
68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500
69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000
70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500
71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000
72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500
73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000
74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500
75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000
76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500
77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000
78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500
79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000
80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500

別表第一（第五条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
1		196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
2		197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
3		198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
4		199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
5		200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
6		201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
7		202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
8		203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
9		204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
10		205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
11		206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
12		207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
13		208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
14		209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
15		210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
16		211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
17		213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
18		214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
19		216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
20		217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200
21		219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100
22		220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100
23		222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200
24		224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200
25		225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200
26		227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900
27		229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700
28		230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400
29		232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000
30		232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600
31		233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100
32		234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500
33		235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700
34		235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800
35		236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
36		237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
37		238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
38		239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500
39		240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
40		241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
140	329,500						
141	329,800						
142	330,100						
143	330,400						
144	330,700						
145	331,000						
146	331,300						
147	331,600						
148	331,900						
149	332,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000
	82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500
	83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000
	84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500
	85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000
	86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500
	87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000
	88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500
	89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000
	90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200	
	91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700	
	92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200	
	93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600	
	94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100	
	95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600	
	96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100	
	97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600	
	98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100	
	99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600	
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100	
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600	
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100	
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600	
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600		
106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100		
107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600		
108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100		
109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600		
110	316,700	362,600	412,100	437,400			
111	317,400	363,000	412,500	437,800			
112	318,100	363,400	412,900	438,200			
113	318,700	363,800	413,300	438,600			
114	319,400	364,200	413,700	439,000			
115	320,000	364,600	414,100	439,400			
116	320,600	365,000	414,500	439,800			
117	321,100	365,400	414,900	440,200			
118	321,600	365,800	415,300	440,600			
119	322,000	366,200	415,700	441,000			
120	322,400	366,600	416,100	441,400			

	41	215,400	287,700	316,600	332,700
	42	216,100	288,700	318,000	334,300
	43	216,800	289,800	319,300	335,900
	44	217,700	290,900	320,600	337,500
	45	218,500	292,000	322,000	339,000
	46	219,300	292,900	323,300	340,600
	47	220,200	294,000	324,600	342,300
	48	221,100	295,000	325,900	343,700
	49	222,100	296,000	327,200	345,200
	50	223,100	297,000	328,500	346,700
	51	224,200	298,100	329,800	348,200
	52	225,300	299,100	331,000	349,500
	53	226,500	300,100	332,200	350,800
	54	227,500	301,100	333,300	352,100
	55	228,500	302,100	334,500	353,400
	56	229,600	303,000	335,500	354,800
	57	230,800	303,800	336,400	356,000
	58	231,800	304,700	337,300	357,100
	59	232,800	305,500	338,200	358,300
	60	233,900	306,300	338,900	359,300
	61	235,000	306,900	339,800	360,300
	62	236,000	307,600	340,600	361,100
	63	237,000	308,300	341,400	362,000
	64	238,100	308,900	342,000	362,900
	65	239,200	309,300	342,600	363,800
	66	240,200	309,800	343,300	364,500
	67	241,200	310,400	343,900	365,200
	68	242,200	310,800	344,500	365,900
	69	243,200	311,300	345,100	366,600
	70	244,200	311,900	345,600	367,300
	71	245,300	312,400	346,100	367,900
	72	246,300	312,800	346,500	368,500
	73	247,300	313,300	347,000	369,100
	74	248,300	313,700	347,400	369,600
	75	249,300	314,200	347,800	370,200
	76	250,300	314,600	348,200	370,800
	77	251,300	315,100	348,700	371,300
	78	252,300	315,400	349,100	371,700
	79	253,300	315,800	349,500	372,100
	80	254,300	316,300	350,000	372,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

別表第二（第五条関係）

行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	178,900	円	238,400	円	254,700	円	262,200	円
	2	179,600		239,200		256,300		263,900	
	3	180,300		240,500		257,900		265,500	
	4	181,000		241,900		259,500		267,300	
	5	181,700		243,200		261,200		269,000	
	6	182,400		244,500		262,700		270,700	
	7	183,100		245,800		264,400		272,400	
	8	183,800		247,200		266,000		274,200	
	9	184,500		248,600		267,700		275,900	
	10	185,200		250,400		269,600		277,700	
	11	185,900		252,300		271,700		279,400	
	12	186,600		254,100		273,800		281,200	
	13	187,300		256,000		275,600		282,800	
	14	188,300		257,300		277,500		284,500	
	15	189,300		258,500		279,000		286,200	
	16	190,300		259,800		280,600		288,000	
	17	191,300		261,100		282,100		289,700	
	18	192,200		262,300		283,700		291,500	
	19	193,000		263,600		285,100		293,100	
	20	193,900		264,800		286,600		294,900	
	21	194,900		266,000		288,100		296,700	
	22	195,900		267,100		289,600		298,700	
	23	196,700		268,300		291,100		300,900	
	24	197,600		269,400		292,600		303,100	
	25	198,500		270,600		294,000		305,300	
	26	199,500		271,600		295,500		307,100	
	27	200,500		272,800		297,000		309,000	
	28	201,500		273,800		298,400		310,700	
	29	202,500		275,000		299,800		312,500	
	30	203,600		276,100		301,200		314,200	
	31	204,800		277,200		302,600		316,000	
	32	206,000		278,200		304,000		317,700	
	33	207,100		279,300		305,500		319,400	
	34	208,300		280,400		306,900		321,200	
	35	209,900		281,400		308,300		322,900	
	36	211,400		282,500		309,600		324,600	
	37	212,600		283,500		311,100		326,300	
	38	213,500		284,600		312,500		327,900	
	39	214,100		285,600		313,900		329,600	
	40	214,700		286,600		315,300		331,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	292,100	330,900	364,800	387,500
	122	292,700	331,100	365,200	
	123	293,300	331,300	365,600	
	124	293,800	331,500	366,000	
	125	294,300	331,700	366,400	
	126	294,700	331,900	366,800	
	127	295,100	332,100	367,200	
	128	295,500	332,300	367,600	
	129	295,800	332,500	368,000	
	130	296,100	332,700	368,400	
	131	296,500	332,900	368,800	
	132	296,900	333,100	369,200	
	133	297,200	333,300	369,600	
	134	297,500	333,400	370,000	
	135	297,900	333,500	370,400	
	136	298,200	333,600	370,800	
137	298,600	333,700	371,200		
138	299,000	333,800	371,600		
139	299,300	333,900	372,000		
140	299,700	334,000	372,400		
141	300,000	334,100	372,800		
142	300,300	334,200	373,200		
143	300,600	334,300	373,600		
144	300,900	334,400	374,000		
145	301,200	334,500	374,400		
146	301,400	334,600	374,800		
147	301,700	334,700	375,200		
148	302,000	334,800	375,600		
149	302,300	334,900	376,000		
150	302,500		376,400		
151	302,800		376,800		
152	303,100		377,200		
153	303,400		377,600		
154	303,600		377,900		
155	303,900		378,200		
156	304,200		378,500		
157	304,500		378,800		
158	304,800				
159	305,100				
160	305,400				
161	305,700				
162	306,000				
163	306,300				
164	306,600				
165	306,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	255,300	316,700	350,300	373,000
	82	256,300	317,100	350,700	373,400
	83	257,400	317,500	351,100	373,800
	84	258,400	318,000	351,500	374,200
	85	259,400	318,400	352,000	374,600
	86	260,400	318,800	352,400	375,000
	87	261,400	319,100	352,800	375,500
	88	262,400	319,500	353,200	375,800
	89	263,300	319,800	353,500	376,200
	90	264,300	320,200	353,900	376,600
	91	265,300	320,500	354,200	377,000
	92	266,200	320,900	354,500	377,400
	93	267,300	321,200	354,900	377,700
	94	268,300	321,600	355,200	378,100
	95	269,300	321,900	355,600	378,400
	96	270,200	322,300	355,900	378,800
	97	271,200	322,600	356,300	379,100
	98	272,200	323,000	356,600	379,500
	99	273,100	323,400	357,000	379,800
	100	274,100	323,700	357,300	380,200
	101	275,100	324,100	357,600	380,500
	102	276,100	324,500	358,000	380,900
	103	277,100	324,900	358,300	381,200
	104	278,100	325,300	358,700	381,600
	105	279,000	325,700	359,000	381,900
	106	280,000	326,100	359,400	382,300
	107	281,000	326,500	359,700	382,600
	108	282,000	326,900	360,100	383,000
109	282,800	327,300	360,400	383,300	
110	283,700	327,600	360,700	383,700	
111	284,700	327,900	361,100	384,000	
112	285,500	328,200	361,400	384,400	
113	286,300	328,500	361,800	384,700	
114	287,100	328,800	362,100	385,100	
115	288,000	329,100	362,500	385,400	
116	288,800	329,400	362,800	385,800	
117	289,500	329,700	363,200	386,100	
118	290,300	330,000	363,600	386,500	
119	290,900	330,300	364,000	386,800	
120	291,500	330,600	364,400	387,200	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	380,900	478,400	545,000
	42	383,600	480,200	546,300
	43	386,100	482,100	547,900
	44	388,100	483,700	549,600
	45	390,300	485,300	551,300
	46	392,600	487,000	552,300
	47	395,100	488,500	553,600
	48	397,400	490,000	554,700
	49	399,400	491,500	556,000
	50	400,800	492,800	557,200
	51	401,800	494,100	558,400
	52	403,000	495,300	559,500
	53	404,100	496,400	560,600
	54	405,300	497,400	561,600
	55	406,600	498,200	562,600
	56	407,800	499,000	563,500
	57	408,800	499,900	564,400
	58	410,200	500,500	565,300
	59	410,900	501,500	566,200
	60	411,900	502,500	567,200
	61	412,500	503,300	568,200
	62	413,200	503,900	569,100
	63	413,700	504,700	570,200
	64	414,400	505,500	571,200
	65	415,100	506,000	572,200
	66	415,700	506,800	573,200
	67	416,100	507,400	574,200
	68	416,800	508,100	575,200
	69	417,200	508,600	576,200
	70	417,600	509,100	577,200
	71	418,200	509,400	578,200
	72	418,800	509,900	579,100
	73	419,200	510,400	580,100
	74	419,600	510,900	581,100
75	420,000	511,300	582,000	
76	420,600	511,700	582,900	
77	421,100	512,100	583,900	
78	421,500	512,400	584,800	
79	422,000	512,800	585,700	
80	422,400	513,300	586,600	

別表第三（第五条関係）  
医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	260,000	363,500	445,000
	2	262,400	366,900	447,800
	3	264,700	370,700	450,600
	4	266,700	374,100	453,400
	5	269,000	377,800	456,400
	6	271,400	381,300	459,100
	7	273,300	385,000	461,900
	8	275,900	388,300	464,600
	9	278,200	392,100	467,300
	10	281,100	396,200	470,000
	11	284,200	400,300	472,700
	12	287,100	404,300	475,400
	13	290,200	408,200	478,200
	14	294,300	412,000	480,900
	15	298,300	415,700	483,700
	16	302,000	419,300	486,300
	17	305,700	422,900	488,800
	18	309,300	425,700	491,300
	19	312,600	428,300	494,100
	20	316,200	430,800	496,700
	21	319,800	433,500	499,400
	22	323,100	436,000	502,100
	23	326,300	438,700	504,700
	24	329,400	441,100	507,100
	25	332,500	443,300	509,900
	26	335,800	445,600	512,500
	27	338,700	447,900	514,800
	28	342,000	450,300	517,200
	29	345,100	452,900	519,700
	30	348,300	455,000	522,100
	31	351,400	457,600	524,100
	32	354,700	460,000	526,300
	33	357,400	462,300	528,400
	34	360,700	464,700	530,700
	35	363,500	466,600	532,900
	36	366,200	468,500	535,300
	37	369,400	470,400	537,100
	38	372,600	472,200	538,900
	39	375,900	474,500	540,900
40	378,300	476,400	542,800	

別表第四（第五条関係）

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	197,300	246,700	269,300	292,800	320,000
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	324,400
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	328,900
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	331,100
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	333,400
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	399,300
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	81	423,000	513,800	587,500
	82	423,300	514,200	588,300
	83	423,600	514,600	589,200
	84	424,100	515,100	590,000
	85	424,900	515,700	590,800
	86	425,300	516,300	591,600
	87	425,900	516,800	592,400
	88	426,500	517,200	593,100
	89	426,800	517,700	593,900
	90	427,200	518,300	594,600
	91	427,700	518,800	595,400
	92	428,100	519,300	596,200
	93	428,500	519,800	596,900
	94	428,800	520,400	597,700
	95	429,200	520,900	598,400
	96	429,700	521,400	599,100
	97	430,200	521,900	599,800
	98	430,600	522,400	600,500
	99	431,100	522,900	601,200
100	431,500	523,500	601,900	
101	431,900	524,000	602,600	
102	432,300	524,500	603,400	
103	432,700	525,000	604,000	
104	433,200	525,600	604,600	
105	433,700	526,100	605,400	
106	434,200		606,100	
107	434,700		606,900	
108	435,200		607,600	
109	435,600		608,200	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		312,600	377,200	441,400

備考 この表は、組合に勤務する医師で管理者が定めるものに適用する。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800
82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300
83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800
84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300
85	292,000	350,300	400,300	426,800	459,800
86	293,100	350,900	400,900	427,200	460,300
87	294,100	351,500	401,500	427,700	460,700
88	295,100	352,000	402,000	428,200	461,200
89	296,200	352,600	402,500	428,600	461,700
90	297,300	353,200	403,000	429,100	462,200
91	298,200	353,800	403,500	429,600	462,700
92	299,300	354,300	404,000	430,000	463,200
93	300,400	354,800	404,500	430,400	463,600
94	301,500	355,300	405,000	430,900	464,100
95	302,500	355,800	405,500	431,400	464,600
96	303,500	356,300	406,000	431,800	465,100
97	304,500	356,800	406,400	432,200	465,600
98	305,600	357,200	406,800	432,600	466,100
99	306,700	357,700	407,300	433,000	466,600
100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100
101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600
102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100
103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600
104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100
105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600
106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100
107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600
108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100
109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600
110	316,700	362,600	412,100	437,400	
111	317,400	363,000	412,500	437,800	
112	318,100	363,400	412,900	438,200	
113	318,700	363,800	413,300	438,600	
114	319,400	364,200	413,700	439,000	
115	320,000	364,600	414,100	439,400	
116	320,600	365,000	414,500	439,800	
117	321,100	365,400	414,900	440,200	
118	321,600		415,300		
119	322,000		415,700		
120	322,400		416,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

41	243,900	301,300	341,100	373,300	415,000
42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300
43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200
62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100
77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700
78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300
79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900
80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300

別表第五（第五条関係）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員	1	208,100	250,800	270,400	293,100	320,000
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	322,200
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	324,400
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	326,600
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	328,900
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	331,100
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	333,400
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	335,700
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	347,400
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	349,800
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	352,100
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	354,500
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	356,800
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	359,200
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	361,600
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	363,900
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	366,200
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	368,700
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	371,100
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	373,500
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	375,800
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	378,200
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	380,600
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	383,000
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	385,600
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	388,400
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	391,200
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	394,000
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	396,800
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	399,300
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	401,500
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	403,800
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	406,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	408,400
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	410,700
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900

121	322,700		416,500		
122	323,100		416,900		
123	323,500		417,300		
124	323,900		417,700		
125	324,300		418,100		
126	324,600		418,500		
127	325,000		418,900		
128	325,400		419,300		
129	325,800		419,700		
130	326,200		420,100		
131	326,600		420,500		
132	327,000		420,900		
133	327,300		421,300		
134	327,700				
135	328,000				
136	328,300				
137	328,600				
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,800				
142	330,100				
143	330,400				
144	330,700				
145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、組合に勤務する栄養士その他の職員で管理者が定めるものに適用する。

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

81	292,600	347,600	397,500	424,800	457,800
82	293,600	348,400	398,300	425,300	458,300
83	294,500	349,100	399,000	425,800	458,800
84	295,600	349,800	399,600	426,300	459,300
85	296,700	350,300	400,300	426,800	459,800
86	297,700	350,900	400,900	427,200	460,300
87	298,700	351,500	401,500	427,700	460,700
88	299,800	352,000	402,000	428,200	461,200
89	300,800	352,600	402,500	428,600	461,700
90	301,700	353,200	403,000	429,100	462,200
91	302,700	353,800	403,500	429,600	462,700
92	303,700	354,300	404,000	430,000	463,200
93	304,700	354,800	404,500	430,400	463,600
94	305,700	355,300	405,000	430,900	464,100
95	306,700	355,800	405,500	431,400	464,600
96	307,700	356,300	406,000	431,800	465,100
97	308,600	356,800	406,400	432,200	465,600
98	309,600	357,200	406,800	432,600	466,100
99	310,600	357,700	407,300	433,000	466,600
100	311,500	358,200	407,800	433,400	467,100
101	312,400	358,700	408,300	433,800	467,600
102	313,300	359,100	408,800	434,200	468,100
103	314,200	359,600	409,300	434,600	468,600
104	315,100	360,100	409,700	435,000	469,100
105	315,900	360,600	410,100	435,400	469,600
106	316,700	361,000	410,500	435,800	470,100
107	317,400	361,400	410,900	436,200	470,600
108	318,100	361,800	411,300	436,600	471,100
109	318,700	362,200	411,700	437,000	471,600
110	319,400	362,600	412,100	437,400	
111	320,000	363,000	412,500	437,800	
112	320,600	363,400	412,900	438,200	
113	321,100	363,800	413,300	438,600	
114	321,600	364,200	413,700	439,000	
115	322,000	364,600	414,100	439,400	
116	322,400	365,000	414,500	439,800	
117	322,700	365,400	414,900	440,200	
118	323,100		415,300		
119	323,500		415,700		
120	323,900		416,100		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000
42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500
47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000
67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000
73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500
74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000
75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500
76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100
77	288,500	344,100	394,200	422,300	455,700
78	289,400	345,100	395,100	422,900	456,300
79	290,400	346,000	396,000	423,600	456,900
80	291,500	346,900	396,700	424,200	457,300

	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、組合に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で管理者が定めるものに適用する。



(提案理由)  
令和七年特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与等を改定する必要があること  
から、本案を提出します。

議案第四十四号

東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十二月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

第一条 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關する  
条例（令和元年条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十七条の二第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第三十一条の二第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第三十一条の二第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關する  
条例の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第十七条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改める。

第三十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め  
る。

第三十一条の二第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一  
日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の  
給与及び費用弁償に關する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和  
七年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の条例の規定を適用する場  
合においては、第一条の規定による改正前の東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用  
弁償に關する条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後  
の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

令和七年特別区人事委員会勧告における一般職員の改正内容を踏まえ、会計年度任  
用職員の給与等の改定を行う必要があることから、本案を提出します。

議案第四十五号

東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十二月十八日

提出者 東京二十三区清掃一部事務組合管理者 吉住健一

第一条 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する  
条例（平成十七年条例第六号）の一部を次のように改正する。  
第七條中「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「特定任期付職員  
の期末手当の額は、職員に給与月額に百分の百二・五」を「百分  
の九十五」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一（第六条関係）  
特定任期付職員給料表

号給	給料月額
一	四〇八、〇〇〇円
二	四五一、〇〇〇
三	五〇三、〇〇〇
四	五六六、〇〇〇
五	六三九、〇〇〇
六	七二五、〇〇〇
七	八二一、〇〇〇

第二条 東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
第七條中「百分の百十」を「百分の百八・七五」に、「百分の百二・五」を「百

分の百一・二五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に、「百分の九十五」を「百分の九十三・七五」に改める。

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第七条の改正規定を除く。）による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年七月一日から適用する。

3 第一条の規定（第七条の改正規定に限る。）による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

4 第一条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員（給与の内払）の採用及び給与の特例に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。（委任）

（提案理由）  
令和七年特別区人事委員会勧告を踏まえ、特定任期付職員の給与等を改定する必要

があることから、本案を提出します。

令和7年第2回臨時会  
東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和8年2月 発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局  
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階  
電話 03(5210)9730

印 刷 物 登 録
令和7年度 第116号

この冊子は再生紙を使用しています。

**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。